

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和7年6月版							令和8年10月版						
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等
1					第1章 総則		1					第1章 総則	
1	4				第4節 工事現場管理		1	4				第4節 工事現場管理	
1	4	3			3. 作業員の適正配置		1	4	3			3. 作業員の適正配置	
1	4	3	0	1	施工時においては、確保できる作業員数を考慮した施工計画とするとともに、未熟練者、高齢者に対しては、作業内容、作業場所等を考慮し、適切な配置を行うこと。		1	4	3	0	1	施工時においては、確保できる作業員数を考慮した施工計画とするとともに、未熟練者、 高年齢者(60歳以上) に対しては、作業内容、作業場所等を考慮し、適切な配置を行うこと。	安衛則62.62の2
1	4	6			6. 臨機の措置		1	4	6			6. 臨機の措置	
1	4	6	0	1	施工中災害の発生が予想される場合には、直ちに作業を中止するとともに、 作業員 を退避させ、必要な情報連絡を行い、安全対策を講じる等状況に即した適切な措置を行うこと。		1	4	6	0	1	施工中災害の発生が予想される場合には、直ちに作業を中止するとともに、 請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者 を退避させ、必要な情報連絡を行い、安全対策を講じる等状況に即した適切な措置を行うこと。	
2					第2章 安全措置一般		2					第2章 安全措置一般	
2	1				第1節 作業環境への配慮		2	1				第1節 作業環境への配慮	
2	1	4			4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置	厚生労働省通達基発0420第3号(R3.4.20)	2	1	4			4. 高温多湿な作業環境下での必要な措置	厚生労働省通達基発0420第3号(R3.4.20)
2	1	4	1		(1) 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT(暑さ指数)の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。		2	1	4	1		(1) 作業場所に応じて、熱を遮ることのできる遮蔽物等、簡易な屋根等、適度な通風または冷房を行うための設備を設け、WBGT(暑さ指数)の低減に努めるとともに、作業場所には飲料水の備え付け等を行い、また近隣に冷房を備えた休憩場所または日陰等の涼しい休憩場所を設け、身体を適度に冷やすことのできる物品及び施設を設けること。	
2	1	4	2		(2) 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの確認等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。		2	1	4	2		(2) 作業の休止および休憩時間を確保し連続する作業時間を短縮するほか、計画的に熱への順化期間を設け、作業前後の水分、塩分の摂取及び透湿性や通気性の良い服装の着用等を指導し、それらの 状況、熱中症の発生や疑いの有無の確認 等を図るとともに必要な措置を講ずるための巡視を頻繁に行うこと。 また、電話報告などの報告体制を整備し、関係者に周知すること。	安衛則612の2 厚生労働省通達基発0420第3号(R3.4.20)
2	1	4	3		(3) 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。		2	1	4	3		(3) 高温多湿な作業環境下で作業する作業員等の健康状態に留意すること。 健康診断の異常所見や医師等の意見を勘案した適切な措置の義務付けに留意し、徹底を図ること。また、緊急連絡網の作成、救急措置などの内容およびその実施手順をあらかじめ定め、関係者に周知すること。	安衛法66の4.66の5安衛則43,44,45,612の2 厚生労働省通達基発0420第3号(R3.4.20)
2	2				第2節 工事現場周辺の危害防止		2	2				第2節 工事現場周辺の危害防止	
2	2	1			1. 工事区域の立入防止施設		2	2	1			1. 工事区域の立入防止施設	
2	2	1	1		(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。なお、立ち入り防止施設については、相互に連結・固定する等、強風等による飛散防止に努めること。		2	2	1	1		(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。なお、立ち入り防止施設については、相互に連結・固定する等、強風等による飛散防止に努めること。	

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和7年6月版						令和8年10月版							
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等
2	5				第5節 墜落防止の措置		2	5				第5節 墜落防止の措置	
2	5	5			5. 作業員に対する措置	安衛法60の2	2	5	5			5. 作業員に対する措置	安衛法60の2
2	5	5	4		(4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。	安衛法62	2	5	5	4		(4) 高所作業に従事する作業員については、年齢、体力等に配慮し、特に健康状態を確認して配置すること。	安衛法62.62の2
2	7				第7節 異常気象時の対策		2	7				第7節 異常気象時の対策	
2	7	2			2. 防災気象情報等の収集と対応		2	7	2			2. 防災気象情報等の収集と対応	
2	7	2	1		(1) 事務所にテレビ、ラジオ、インターネット等を常備し、常に防災気象情報等の入手に努めること。なお、防災気象情報等の確認にあたっては、広域的に確認すること。		2	7	2	1		(1) 事務所にテレビ、ラジオ、インターネット等を常備し、常に防災気象情報等の入手に努めること。なお、防災気象情報等の確認にあたっては、広域的に確認すること。	
2	8				第8節 地震を受けた地域における工事の対策	基安安発0104	2	8				第8節 地震を受けた地域における工事の対策	厚生労働省通達基安安発0104第1号(R6.1.4)
2	8	1			1. 土砂崩壊災害防止対策		2	8	1			1. 土砂崩壊災害防止対策	
2	8	1	1		(1) 地山の掘削を伴う工事の施工にあたっては、地震の影響により地山が崩れやすくなっている可能性があることに十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。また、地震発生以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。 調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。 また、必要に応じて、地質の専門家の意見も踏まえながら、工事の安全性に関するリスクを把握すること。	労衛則第355条 国道249号中屋トンネル付近工事現場における作業員の被災事案を踏まえた再発防止策について(R6.11.1)	2	8	1	1		(1) 地山の掘削を伴う工事の施工にあたっては、地震の影響により地山が崩れやすくなっている可能性があることに十分に留意の上、作業箇所及びその周辺の地山について、形状、地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等をあらかじめ十分に調査すること。また、地震発生以前から着工している工事についても、必要に応じ、改めて同様の調査を行うこと。 調査結果を踏まえ、作業計画を定め、又は作業計画を変更し、これに基づき作業を行うこと。 また、必要に応じて、地質の専門家の意見も踏まえながら、工事の安全性に関するリスクを把握すること。	労衛則355 国道249号中屋トンネル付近工事現場における作業員の被災事案を踏まえた再発防止策について(R6.11.1)
2	8	1	2		(2) 掘削の作業にあたっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行い、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。	安衛則358条	2	8	1	2		(2) 掘削の作業にあたっては、点検者を指名し、作業箇所及びその周辺の地山について、通常の場合よりも頻度を高めて点検を行い、地山の異常をできるだけ早期に発見するよう努めること。また、必要に応じ、地山の状況を監視する者を配置すること。	安衛則358
2	8	1	3		(3) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。	安衛則361条	2	8	1	3		(3) 土砂崩壊のおそれがある場合には、あらかじめ、堅固な構造の土止め支保工を設ける等土砂崩壊による災害を防止するための措置を講ずること。また、土止め支保工を設ける等の作業中における災害の防止にも留意すること。	安衛則361
2	8	2			2. 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保		2	8	2			2. 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全の確保	
2	8	2	1		(1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。	安衛則155条	2	8	2	1		(1) 車両系建設機械を用いて作業を行う場合における安全を確保するため、作業全体の計画を作成し、これに基づく作業を徹底すること。	安衛則155
2	8	2	2		(2) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械と接触するおそれのある箇所への労働者の立入りを禁止する措置を講ずる。又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と労働者との接触防止を徹底すること。	安衛則158条	2	8	2	2		(2) 車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械と接触するおそれのある箇所への労働者の立入りを禁止する措置を講ずる。又は誘導者を配置してその者に車両系建設機械を誘導させることにより、車両系建設機械相互又は車両系建設機械と労働者との接触防止を徹底すること。	安衛則158

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和7年6月版							令和8年10月版						
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等
2	8	2	3		(3) 運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。	安衛則157条	2	8	2	3		(3) 運行経路の路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止、必要な幅員の保持等により、車両系建設機械の転倒防止対策の徹底を図ること。	安衛則157
2	9				第9節 火災予防		2	9				第9節 火災予防	
2	9	2			2. 防火設備	消防法17消防則6.7 建設業附属寄宿舍規程12条	2	9	2			2. 防火設備	消防法17消防則6.7 建設業附属寄宿舍規程12
2	9	5			5. 避難設備		2	9	5			5. 避難設備	
2	9	5	1		(1) 事務所、寄宿舍の要所に避難経路を表示すること。	建設業附属寄宿舍規程9条	2	9	5	1		(1) 事務所、寄宿舍の要所に避難経路を表示すること。	建設業附属寄宿舍規程9
2	11				第11節 現場管理		2	11				第11節 現場管理	
2	11	9			9. 剥離剤など化学物質の適正な使用		2	11	9			9. 剥離剤など化学物質の適正な使用	
2	11	9	0	1	剥離剤など化学物質の使用については、ラベル・SDS(安全データシート)の情報に基づき、化学物質リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の作業員への周知を行ったうえで、リスク低減措置を実施すること。	厚生労働省通達基安化発 0518 第 1 号 (R4.5.18)	2	11	9	0	1	剥離剤など化学物質の使用については、ラベル・SDS(安全データシート)の情報に基づき、化学物質リスクアセスメントの実施とリスク低減措置の作業員への周知を行ったうえで、リスク低減措置を実施すること。	厚生労働省通達基安化発 0518第1号 (R4.5.18) 厚労省通達基発0830第1号 (R5.8.30)
4					第4章 機械・装置・設備一般		4					第4章 機械・装置・設備一般	
4	2				第2節 建設機械の運用		4	2				第2節 建設機械の運用	
4	2	7			7. 機械・工具・ロープ類の点検・整備		4	2	7			7. 機械・工具・ロープ類の点検・整備	
4	2	7	4	1	(4) 機械の管理責任者を選任し、必要に応じて、次に示す検査、点検をオペレータ又は点検責任者に確実に実施させること。	安衛法45	4	2	7	4	1	(4) 機械の管理責任者を選任し、必要に応じて、次に示す検査、点検をオペレータ又は点検責任者に確実に実施させること。 なお、特定自主検査は厚生労働大臣の定める基準に従って行わなければならない。	安衛法45
4	5				第5節 移動式クレーン作業		4	5				第5節 移動式クレーン作業	
4	5	7			7. 玉掛作業		4	5	7			7. 玉掛作業	
4	5	7	4		(4) 移動式クレーンのフックは吊り荷の重心に誘導し、吊り角度と水平面とのなす角度は60° 以内とすること。		4	5	7	4		(4) 移動式クレーンのフックは吊り荷の重心に誘導し、吊り角度と水平面とのなす角度は90° 以内とすること。	厚労省通達基発第96号 (H12.2.24)「玉掛け作業の安全に係るガイドライン
5					第5章 仮設工事		5					第5章 仮設工事	
5	4				第4節 足場等		5	4				第4節 足場等	
5	4	3			3. 組立設置作業		5	4	3			3. 組立設置作業	
5	4	3	6		(6) つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)。張出し足場又は高さが 5 メートル以上の構造の足場の組立て・解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならない。	安衛則565	5	4	3	6		(6) つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)。張出し足場又は高さが 5 メートル以上の構造の足場の組立て・解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮を行わせなければならない。	安衛則565

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和7年6月版							令和8年10月版						
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等
6					第6章 運搬工		6					第6章 運搬工	
6	2				第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等		6	2				第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等	
6	2	2			2. 運搬作業		6	2	2			2. 運搬作業	
6	2	2	11		(11) テールゲートリフターの操作は、必要な資格を取得している者が行うこと。	安衛則36	6	2	2	11		(11) テールゲートリフターの操作は、必要な資格を取得している者が行うこと。	安衛則36
6	2	2	13		(13) 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で積み卸し作業を行うときは、昇降設備を設置する。	安衛則151の67	6	2	2	13		(13) 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で積み卸し作業を行うときは、昇降設備を設置する。	安衛則151の67
10					第10章 圧気工事		10					第10章 圧気工事	
10	2				第2節 圧気作業		10	2				第2節 圧気作業	
10	2	6			6. 高圧室内作業の管理		10	2	6			6. 高圧室内作業の管理	
10	2	6	6		(6) 非常時の退避方法について作業員に周知させること。	高圧則44	10	2	6	6		(6) 非常時の退避方法について請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者に周知させること。	高圧則44
10	5				第5節 ニューマチックケーソン基礎工事		10	5				第5節 ニューマチックケーソン基礎工事	
10	5	8			8. 掘削作業		10	5	8			8. 掘削作業	
10	5	8	3		(3) 減圧して潜函を沈下させる場合には、作業員を必ず外部へ退避させてから行うこと。	高圧則24	10	5	8	3		(3) 減圧して潜函を沈下させる場合には、請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を必ず外部へ退避させてから行うこと。	高圧則24
13					第13章 道路工事		13					第13章 道路工事	
13	4				第4節 維持修繕工事		13	4				第4節 維持修繕工事	
13	4	5			5. 清掃、除草等の作業		13	4	5			5. 清掃、除草等の作業	
13	4	5	4		(4) 草刈、盛土の際の路肩作業にあたっては、車両通過の際の飛石等を防止するため、路面の落石等を除去するなどの対策を講じること。また、防護措置を必ず除草作業の移動と同調すること。		13	4	5	4		(4) 草刈、盛土の際の路肩作業にあたっては、車両通過の際の飛石等を防止するため、路面の落石等を除去するなどの対策を講じること。また、防護措置を必ず除草作業の移動と同調すること。	
15					第15章 山岳トンネル工事		15					第15章 山岳トンネル工事	
15	1				第1節 一般事項		15	1				第1節 一般事項	
15	1	4			4. 事前調査における留意事項		15	1	4			4. 事前調査における留意事項	
15	1	4	1	1	(1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	福岡地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する委員会報告書 安衛則379 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)	15	1	4	1	1	(1) 複雑な地質構造や高い地下水位などの現場条件から、安全性に対するリスクを可能な限り把握し、低減するよう努めること。	福岡地下鉄七隈線延伸工事現場における道路陥没に関する委員会報告書 安衛則379 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」厚生労働省通達基発0326第1号 (R6.3.26)

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和7年6月版							令和8年10月版						
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等
15		1	5		5. 施工計画		15		1	5		5. 施工計画	
					(3) 肌落ち防止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26)						(3) 肌落ち防止計画を策定すること。以下の事項を含むこと。	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26)
15		1	5	3	1		15		1	5	3	1	
15		1	5	3	13	④ 切羽からの退避	15		1	5	3	13	④ 切羽からの退避
					肌落ちにより被災するおそれのある場合に直ちに労働者を切羽から退避させるための退避方法、切羽監視責任者による退避指示の方法等を明記すること。							肌落ちにより被災するおそれのある場合に直ちに請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を切羽から退避させるための退避方法、切羽監視責任者による退避指示の方法等を明記すること。	
15		1	5	3	14		15		1	5	3	14	
15		1	8		8. 山岳トンネル工事における現場管理		15		1	8		8. 山岳トンネル工事における現場管理	
					(2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。鏡吹付け又は一次吹付け未施工区間の素掘り面直下への立入りは厳に慎むこと。また、切羽(天端)からの45度の範囲は特段の配慮を必要とする範囲とし、範囲の明示などの立入禁止措置を講じ、可能な限り立入りを避けること。これらにやむを得ず立ち入る場合には、切羽監視責任者の監視のもと、バックプロテクターの着用等すること。 また、切羽における作業はできる限り機械等で行うようにし、各種作業の遠隔化・自動化、各種センサー等の活用などの取組を積極的に進めること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26) 安衛則151の 3,155,190					(2) 切羽への労働者の立入を原則として禁止し、真に必要な場合のみ立ち入らせるようにすること。鏡吹付け又は一次吹付け未施工区間の素掘り面直下への立入りは厳に慎むこと。また、切羽(天端)からの45度の範囲は特段の配慮を必要とする範囲とし、範囲の明示などの立入禁止措置を講じ、可能な限り立入りを避けること。これらにやむを得ず立ち入る場合には、切羽監視責任者の監視のもと、バックプロテクターの着用等すること。 また、切羽における作業はできる限り機械等で行うようにし、各種作業の遠隔化・自動化、各種センサー等の活用などの取組を積極的に進めること。	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26) 安衛則151の 3,155,190	
15		1	8	2			15		1	8	2		
					(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	安衛則43,44,45 じん肺法7,8,9 参考HP https://www.kensai-bou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html					(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	安衛則43,44,45 じん肺法7,8,9 参考HP https://www.kensai-bou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html	
15		1	8	6			15		1	8	6		
15		7			第7節 可燃性ガス対策		15		7			第7節 可燃性ガス対策	
15		7	8		8. 緊急の措置	官技発第329号 (S53.7.26) 安衛則389の8	15		7	8		8. 緊急の措置	官技発第329号 (S53.7.26) 安衛則389の8
					(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の30%以上(メタンガスの場合1.5%以上)であることを認めたときは、直ちに作業員の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風、換気を行うこと。							(1) 可燃性ガスの濃度が爆発下限界値の30%以上(メタンガスの場合1.5%以上)であることを認めたときは、直ちに請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者の坑内への立入りを禁止し、安全な場所に退避させ、点火源となるおそれのあるものの使用を停止し、かつ通風、換気を行うこと。	
15		7	8	1			15		7	8	1		

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和7年6月版							令和8年10月版						
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等
15	8				第8節 掘削工		15	8				第8節 掘削工	
15	8	2			2. 肌落ち防止計画の実施および変更	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26)	15	8	2			2. 肌落ち防止計画の実施および変更	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」 厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26)
15	8	3			3. 切羽監視責任者の選任等	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26)	15	8	3			3. 切羽監視責任者の選任等	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」 厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26)
15	8	3	2	1	(2) 切羽監視責任者の職務		15	8	3	2	1	(2) 切羽監視責任者の職務	
15	8	3	2	2	切羽監視責任者は、切羽の変状、割目の発生の有無、湧水の有無、岩盤の劣化の状態を含め、2 の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から労働者を退避させること。 なお、常時監視にデジタル技術を活用する場合、切羽監視責任者の直接目視による監視と同等以上の安全衛生水準を確保する必要がある。		15	8	3	2	2	切羽監視責任者は、切羽の変状、割目の発生の有無、湧水の有無、岩盤の劣化の状態を含め、2 の肌落ち防止計画においてあらかじめ定められた方法により切羽の状態を常時監視すること。監視の結果、肌落ちにより被災するおそれがあると判断される場合には、切羽監視責任者は直ちに切羽から請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、当該場所で作業に従事する者を退避させること。 なお、常時監視にデジタル技術を活用する場合、切羽監視責任者の直接目視による監視と同等以上の安全衛生水準を確保する必要がある。	
15	8	4			4. 坑内掘削		15	8	4			4. 坑内掘削	
15	8	4	5	1	(5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン 厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26)	15	8	4	5	1	(5) 施工者は、切羽において作業を行うときは、次の事項に留意すること。	「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」 厚生労働省通達基発 0326第1号 (R6.3.26)
16					第16章 シールドトンネル・推進工事		16					第16章 シールドトンネル・推進工事	
16	1				第1節 一般事項		16	1				第1節 一般事項	
16	1	4			4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン (R3.12)	16	1	4			4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和7年6月版							令和8年10月版								
章	節	条	項	一	本文	適用基準等	章	節	条	項	一	本文	適用基準等		
16	1	8			8. 施工計画における留意事項		16	1	8			8. 施工計画における留意事項			
16		1	8	3	(3) 施工中は掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングし、セグメントのひび割れ、継手の損傷、漏水、掘進線の蛇行等の非正常事象が断続的に発生する場合は、施工計画を見直し、必要な措置を講ずること。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン 厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)	16		1	8	3	(3) 施工中は掘進線の偏差、漏水、地盤からの有害・可燃性ガスの流入、施工したセグメントの状態等を継続的にモニタリングし、セグメントのひび割れ、継手の損傷、漏水、掘進線の蛇行等の非正常事象が断続的に発生する場合は、施工計画を見直し、必要な措置を講ずること。	「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」 厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)		
16		4			第4節 シールドトンネル工事		16		4			第4節 シールドトンネル工事			
16		4	8		8. 掘進管理		16		4	8		8. 掘進管理			
16			4	8	2	(2) シールドによる掘進は、適正な切羽圧力を保持しながら、マシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理しながら行うこと。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン 厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)	16			4	8	2	(2) シールドによる掘進は、適正な切羽圧力を保持しながら、マシンの姿勢、方向、排土量等を総合的に管理しながら行うこと。	「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」 厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21)
16		4	11		11. セグメント組み立て		16		4	11		11. セグメント組み立て			
16			4	11	4	(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの解放パターンは組立中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン 厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21) シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16			4	11	4	(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの解放パターンは組立中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」 厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21) シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)